

報告第 3 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 4 年 2 月 16 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 3 年 12 月 28 日
- 2 損害賠償額 42,878 円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和 3 年 11 月 17 日午後 5 時 40 分頃、みどり公園課職員の運転する公用車が社会福祉法人足柄保育園の駐車場から市道 2267 へ右折して出たところ、進行方向左側にある相手方駐車場のフェンスに接触し、これを破損させた。